令和6年度日野市物価高騰対応重点支援給付金（子育て世帯加算給付分）のご案内

本給付金は、**重点支援給付金**※1の受給世帯の内、**児童**※2をその世帯内に含む子育て世帯を支援する追加給付事業です。

重点支援給付金※1

「日野市物価高騰対応重点支援給付金（非課税世帯分: 1 世帯3万円）」

児童※2

平成１８年4月2日～令和7年7月31日生まれの国内居住児童

給付金の給付額

１児童あたり**2**万円

給付金の給付時期

申請の場合は、市が申請書を受理した日から約**3～4**週間後が目安です。
※書類不備などを除く

給付対象と申請の有無

基準日　令和６年１２月１３日

給付対象となる世帯

日野市からの「重点支援給付金※1」**受給済み世帯**

日野市から重点支援給付金※1を受給した世帯のうち、基準日時点で児童※2を世帯員に含む世帯主に「支給のお知らせ」（原則手続き不要）が届きます
※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面「①」へ

「重点支援給付金※1」受給世帯であるものの、**子育て加算給付未受給世帯**

申請が必要です

申請期間:令和7年2月21日（金）～7月31日（木）

基準日時点で日野市に住民登録のある世帯主の方（DV避難者等を除く）が申請してください。申請書は市HPからダウンロード、または市セーフティネットコールセンター、市役所2階受付窓口に配架しています

詳しくは裏面「②」へ

受給手続きや給付要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の手続き

① 日野市からの「重点支援給付金※1」受給済み世帯 （原則申請不要）

- 受給済み世帯の方へは原則、重点支援給付金口座へ手続きなしに振り込みます。
- 支給決定通知書を振込前にお送りいたします。記載されている「給付額」は、基準日である令和6年12月13日時点の同一世帯内の児童数になりますのでご確認ください。
- ※基準日時点で児童※2を含まなかったものの、令和7年7月31日までに出生した児童※2がいる場合、又は別世帯だが児童※2を扶養している場合は申請が必要になります。（申請方法は②と同様）

②「重点支援給付金※1」受給世帯で子育て加算給付未受給世帯（申請必要）

・「重点支援給付金※1」 の受給世帯で、世帯員に児童※2を含む世帯の内、子育て加算の給付を未受給の世帯（基準日の翌日以降出生した児童※2を含む）
・別世帯だが国内に居住する児童※2を扶養している
（当該児童※2 が他市区町村での給付対象は除く）
・市外からのDV避難者等

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
  ※申請書は、市 HP からダウンロード又は、市の窓口
  （本庁2階東側エレベータ降りて左へ進んだ先）等に配架しています

- 必要事項を記入して、添付書類と一緒に市の窓口に直接、または郵送でご提出ください。

※１・２ともに、令和6年１月１日時点で日本国内のいずれかに住民登録がある世帯

偽りその他不正により受給した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。
令和6年度日野市物価高騰対応重点支援給付金の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意くだい！自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、
お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ **市HP**

日野市 住民税非課税世帯等給付金コールセンター
050-5527-4093
受付時間　午前9時～午後5時
（令和7年1月6日～令和7年6月30日まで　土日祝日を除く）
受付窓口は市役所本庁舎2階東側に設置（開設時間は上記同様）